

孤独・孤立対策推進交付金（地方における孤独・孤立対策推進事業）
交付要綱

令和8年3月12日
内閣総理大臣決定

（通則）

第1条 孤独・孤立対策推進交付金（地方における孤独・孤立対策推進事業）（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続き等について（平成20年府会第393号。以下「内閣府通知」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この交付金は、官・民・NPO等の連携による地域の実情に応じた孤独・孤立対策の推進を図る地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区をいう。以下同じ。）を支援することにより、地方における孤独・孤立対策を安定的・継続的に推進することを目的とする。

（交付の対象及び交付額）

第3条 内閣総理大臣（以下「大臣」という。）は、地方公共団体が行う以下の事業（以下「交付対象事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付金の交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付するものとする。

- 一 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム構築事業
- 二 孤独・孤立対策関連事業

2 交付対象経費の区分、基準額、対象経費及び補助率は別表のとおりとする。

3 この交付金の交付額は、別表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額合計から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第4条 適正化法第5条及び適正化法施行令第3条の規定による交付金の交付申請については、交付金の交付を受けようとする地方公共団体の長は別に定める日までに、大臣に対し、別記様式第1による交付申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定により交付金の交付の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税

相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう（以下「消費税等仕入控除税額」という。）。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定）

第5条 大臣は、前条の規定により交付の申請があった場合において、その内容を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、適正化法第6条第1項の規定に基づき地方公共団体の長に交付金の交付の決定を行うものとする。

（交付決定の通知）

第6条 大臣は、前条の規定による交付金の交付の決定を行ったときは、適正化法第8条の規定に基づき、速やかにその交付の決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、別記様式第2による交付決定通知書により地方公共団体の長に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 適正化法第9条第1項に規定する交付申請の取下げについて、交付決定を受けた地方公共団体の長は、交付金の交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、大臣に対し、別記様式第3による申請取下書を提出するものとする。

（申請の変更）

第8条 地方公共団体の長は、交付金の交付の決定の通知を受けた後の事情の変更により、第4条第1項の交付申請書の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記様式第4による変更交付申請書を提出し、その承認を受けなければならない（交付対象事業の目的等に関係がない事業実施計画書の細部の変更であると認める場合を除く。）。

2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（交付の変更決定）

第9条 大臣は、前条の規定により交付申請の変更があった場合において、その内容を審査し、交付金を変更交付すべきものと認めたときは、地方公共団体の長に交付金の変更交付決定を行うものとする。

（交付の変更決定の通知）

第10条 大臣は、前条の規定による交付金の変更交付決定を行ったときは、速やかにその変更交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、別記様式第5に

による変更交付決定通知書により地方公共団体の長に通知するものとする。

(変更申請の取下げ)

第11条 適正化法第9条第1項に規定する交付申請の取下げについて、変更交付決定を受けた地方公共団体の長は、交付金の変更交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、大臣に対し、別記様式第6による変更申請取下書を提出するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第12条 地方公共団体の長は、交付対象事業を中止又は廃止する場合は、別記様式第7による中止（廃止）承認申請書を速やかに大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 大臣は、前項の申請書の提出を受け、中止又は廃止を承認した場合には、その旨を地方公共団体の長に通知するものとする。

(事業遅延の届出)

第13条 地方公共団体の長は、交付対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合においては、交付対象事業が予定の期間内に完了しない理由又は交付対象事業の遂行が困難となった理由及び交付対象事業の遂行状況を記載した別記様式第8による交付事業遅延届を速やかに大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第14条 地方公共団体の長は、適正化法第12条の規定による遂行状況の報告について、大臣から要求があった場合は、速やかに別記様式第9による遂行状況報告書を提出するものとする。

(交付対象事業の遂行等の命令)

第15条 大臣は、交付対象事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、適正化法第13条第1項の規定に基づき、地方公共団体の長にその遂行等を命ずることができる。

2 大臣は、地方公共団体の長が前項の命令に違反したときは、適正化法第13条第2項の規定に基づき、交付対象事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第16条 地方公共団体の長は、適正化法第14条の規定による実績報告について、交付対象事業を完了したときは、その日から起算して30日を経過した日（第12条により交付対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して30日を経過した日）又は交付金の交付の決定を受けた翌年度の4月10日のいずれか早い日までに別記様式第10による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

- 2 地方公共団体の長は、交付対象事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合は、交付金の交付決定をした日の属する会計年度の翌年度の4月30日までに年度終了の実績報告として別記様式第10による実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 3 第4条第2項ただし書に該当する地方公共団体の長は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金の消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該交付対象事業の交付対象経費から減額して提出しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第17条 大臣は、適正化法第15条の規定に基づき、交付対象事業に係る報告書等の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、当該報告に係る交付対象事業の成果が交付金の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、地方公共団体の長に別記様式第11による交付額確定通知書を通知するものとする。

- 2 大臣は、地方公共団体の長に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、適正化法第18条第2項の規定に基づき、当該地方公共団体の長にその超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（当該地方公共団体において返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第18条 地方公共団体の長は、前条の規定に基づく交付対象事業等に係る交付金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第16条第3項の規定により減額した地方公共団体の長にあっては、確定した消費税等仕入控除税額が同項の規定により減じた額を上回る部分の金額。次項において「対象額」という。）を消費税等仕入控除税額報告書（別記様式第12）により速やかに大臣に報告しなければならない。

- 2 大臣は、前項の報告があった場合には、対象額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の返還については、前条第3項の規定を準用する。

(交付金の支払)

第19条 交付金は、第17条の規定により交付すべき交付金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要なと認められる経費については、概算払をすることができる。

- 2 地方公共団体の長は、前項本文の規定により交付金の支払を受けようとするときは、別記様式第13による精算払請求書を、前項ただし書の規定により交付金の概算払を受けようとするときは、別記様式第14による概算払請求書を、官署支出官内閣府大臣官房会計課長に提出しなければならない。なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令

(昭和22年勅令第165号) 第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

(是正のための措置)

第20条 大臣は、報告を受けた交付対象事業の成果が交付金の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、適正化法第16条第1項の規定に基づき、当該交付対象事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該地方公共団体の長に対して命ずることができる。

(経費の効率的使用等)

第21条 地方公共団体の長は、交付対象事業を遂行するために契約を締結する場合には、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

2 地方公共団体の長は交付対象事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、大臣に届け出なければならない。

3 地方公共団体の長は交付対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、交付対象事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(交付決定の取消し等)

第22条 大臣は、次に掲げる場合には、適正化法第10条第1項並びに第17条第1項及び第2項の規定に基づき、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 地方公共団体の長が、適正化法、適正化法施行令又は本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

二 地方公共団体の長が、交付金を交付対象事業以外の用途に使用した場合

三 地方公共団体の長が、交付対象事業に関して不正、怠慢又はその他不適当な行為をした場合

四 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、適正化法第18条第1項の規定に基づき、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、前項の返還を命ずる場合（第1項第4号に掲げる場合を除く。）には、適正化法第19条第1項の規定に基づき、その命令に係る交付金を地方公共団体の長が受領した日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 大臣は、交付金の返還を命じ、これを地方公共団体の長が納期日までに納付しなかったときは、適正化法第19条第2項の規定に基づき、納期日の翌日から納付の日まで

の日数に応じて、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金の納付を命ずるものとする。

- 5 大臣は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、適正化法第19条第3項の規定に基づき、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。
- 6 本条の規定は、交付対象事業について交付すべき交付金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(財産の管理等)

第23条 地方公共団体の長は、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第24条 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び重要な器具とする。

- 2 取得財産等の処分に当たっては、内閣府通知によるものとする。

(交付金の経理)

第25条 地方公共団体の長は、交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、交付対象事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(交付金調書)

第26条 地方公共団体の長は、当該交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする別記様式第15による交付金調書を作成しておかなければならない。

(交付対象事業の検査等)

第27条 大臣は、交付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、適正化法第23条第1項の規定に基づき、地方公共団体の長に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の職員は、別記様式第16による立入検査等職員身分証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(間接補助に対して付すべき条件)

第28条 地方公共団体の長は、N P O等に補助金を交付するときは、第12条から第25条まで（第15条及び第20条を除く。）の規定に準ずる条件を付さなければならない。

（その他必要な事項）

第29条 交付金の交付に関するその他必要な事項は、孤独・孤立対策推進室長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月12日から施行する。

別表

交付対象経費の区分、基準額等

地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム構築事業

孤独・孤立対策関連事業

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
都道府県事業	1 都道府県につき 8,000千円	事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、保険料、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、雑役務費、借料、委託費、備品費、改修費（軽微なものに限る）、補助金	1 / 2
市区町村事業	1 市区町村につき 4,000千円 複数の市区町村（圏域）で実施する場合 8,000千円		3 / 4